IV 苦情の処理及び 被害の救済



平成 28 年度の事業概要

平成27年度の実績

実統評価

1 消費生活相談の充実(経済労働局)

消費者行政センターで消費生活相談の効率的対応に努め、複雑・専門化している消費生活のトラブルに迅速・的確に対応できるよう、苦情処理機能の充実を図る。また、多様化する市民ニーズに対応するため、引き続き区役所出張相談、電子メール相談、金曜日の延長電話相談を実施するとともに、土曜日の電話相談を試行的に開始する。併せて、条例の規定を踏まえて、職員及び消費生活相談員に対し研修の機会を確保するなど相談体制の充実を図る。

国民生活センターを中心とした全国消費生活情報ネットワークシステム(PIO-NET)を活用し、苦情処理に関する必要な情報を迅速に入手、活用する。また、関係機関とも協力し、消費者トラブル・危害防止等の情報収集を行うとともに消費者への情報提供に努める。

(1) 消費生活に関する相談窓口

 ・川崎市消費者行政センター 相談電話番号200-3030(直通) 相談時間:月~金曜日(祝日除く)9:00~16:00 土曜日(祝日除く) 10:00~16:00

※金曜日は電話相談のみ 19:00 まで受付

※土曜日は電話相談のみ受付

• 区役所出張相談

※前日(相談日の月~金) 16:00 までに消費者行政センター相談電話番号で予約が必要。

中原区役所 金曜日

高津区役所 火曜日

多摩区役所 月曜日

電 話 200-3030 (相談予約)

相談時間 9:00~16:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始(12/29~1/3)を除く)

・電子メール相談

消費者行政センターホームページの電子メール による消費生活相談送信フォームから送信

1 消費生活相談の充実

消費生活相談については、消費生活相談員業務委託の安定した運営により効率的かつ的確な相談体制の充実を図った。

消費者安全法の改正に伴い川崎市消費者行政センターの組織及び運営に関する事項を定めた「川崎市消費生活センター条例」を制定した。

(1) 消費生活に関する相談窓口平成27年度の相談概要 資料編1(P53)参照

• 相談件数

	平成27年度	平成26年度
相談件数	8,849件	8,766件

・契約当事者の特徴

多い順に40歳代、70歳以上、30歳代、50歳代、60歳代、20歳代、19歳以下と続き、19歳以下が微減、60歳代が横ばいの他は全ての年代で相談件数が増加している。

男女別では、女性 (4,379件) が男性 (3,988件) 件を上回った。

• 相談内容

相談を内容別に分類すると、1位「契約・解約」6,984件(78.9%)、2位「販売方法」5,158件(58.3%)、3位「品質・機能」1,577件(17.8%)、4位「接客対応」1,414件(16.0%)の順であった。(複数計上)

(C)

平成 28 年度の事業概要	平成27年度の実績 評価
	・ 商品・役務(サービス)の特徴 上位品目としては、1位「デジタルコンテンツ」1,803件(20.4%)、2位「不動産賃借」523件(5.9%)、3位「インターネット接続回線」328件(3.7%)4位「商品一般」309件(3.5%)、5位「工事・建築」276件(3.1%)の順になっている。1位「デジタルコンテンツ」の相談内容は不当請求に関するもの、2位の「不動産貸借」は賃貸アパートに関するもの、3位の「工事・建築」はリフォーム工事に関する相談が多く寄せられている。年代別に見ると、すべての年代で「デジタルコンテンツ」が1位になっている。 ・ 店舗外購入(特殊販売)に関する相談
	1位「通信販売」(3,239件)、2位「訪問販売」(773件)、3位「電話勧誘販売」(391件)の順になっている。主な商品・役務については、1位「通信販売」はデジタルコンテンツの相談が多く、2位「訪問販売」は工事・建築、新聞、3位「電話勧誘販売」はインターネット接続回線の相談が上位を占めている。・メール相談件数
	平成27年度 平成26年度 相談件数 205件 237件
(2) 消費生活相談員への助言等の充実 弁護士や宅地建物取引士から専門的な助言を 受けるため、研修会を定期的に開催する等、消費 生活相談員の質の向上に努める。	(2) 消費生活相談員への助言等の充実 法律的・専門的な知識が必要とされる消費生 活相談に対して、弁護士や宅地建物取引士のア ドバイスを受けながら相談を実施できる体制を 築くことにより、相談窓口の高度化が図れた。 また、消費生活相談に必要な知識習得や相談 事案処理能力の向上ための研修を充実させ、消 費生活相談員の質の向上が図れた。
① 専門的アドバイス・<u>弁護士の来所による助言</u>・弁護士による電話での簡易な助言・ 空地建物取引士の来所による助言1 2回	 ① 専門的アドバイス ・弁護士の来所による助言 ・弁護士による電話での簡易な助言 ・ 空地建物取引士の来所による助言 12回

IV 苦情の処理及び被害の救済

IV 舌情の処理及い被害の救済		
平成 28 年度の事業概要	平成 27年度の実績	実績評価
 ② レベルアップ研修 弁護士を講師とする研修会 3回 レベルアップ研修の実施 1~2回 研修参加支援 消費者庁、神奈川県、国民生活センター等が開催する研修会への参加支援 	② レベルアップ研修 ・弁護士を講師とする苦情処理の研修会 3回 ・研修参加支援 消費者庁、神奈川県、国民生活センター等が開催 する研修会への参加支援64回 延べ138人	©
(3) 特別相談の実施 前年に引き続き「若者トラブル110番」、「高 齢者被害特別相談」及び「多重債務者特別相談会」 を実施する。	(3) 特別相談の実施 「若者トラブル110番」の実施 「関東甲信越ブロック悪質商法被害防止共同キャンペーン」の開催中、「若者トラブル110番」を実施し、2日間で9件(20歳未満5件、20歳~29歳4件)の相談を受け付けた。 ・「高齢者被害特別相談」の実施 関東甲信越ブロックの自治体・消費者団体・国民生活センターで同時実施、3日間で30件の相談を受け付けた。 ・「多重債務者特別相談会」の実施 「多重債務者特別相談会」の実施 「多重債務者相談強化キャンペーン2015」の期間に合わせ、県・横浜弁護士会・県司法書士会と共催で実施し、弁護士による法律相談と中高年事業団やまて企業組合(県委託事業実施団体)による生活再建支援相談を実施した。	©
(4) 緊急特別相談の実施 企業の倒産等により相談の急増が見込まれると きに、相談窓口を臨時的に設置し、迅速・的確に 対処する。	(4) 緊急特別相談の実施 緊急特別相談の必要性が認められなかったた め、実施しなかった。	©
(5) 危害・危険情報の収集 国民生活センター等の関係機関に危害情報を迅速に提供する。	(5) 危害・危険情報の収集 実際にけが、病気等を受けた危害は129件で、 皮膚障害41件、刺傷・切傷12件、消化器障害 11件、擦過傷・挫傷・打撲傷9件、骨折6件、 熱傷6件が主な相談である。危険は44件で、破 損・折損6件、異物の混入6件、部品脱落5件、 転落・転倒4件であった。 国民生活センター等の関係機関に危害情報を迅 速に提供した。	©
(6) 重大事故等の通知 消費者安全法に規定する重大事故等について消 費者庁に通知する。	(6) 重大事故等の通知 消費者安全法に規定する重大事故等について消 費者庁に10件通知した。	©
(7) 関係機関との連携 消費者被害救済にむけて、複雑・多様化してい る消費生活相談に迅速かつ的確に対応するため、 関係部局、関係機関、専門機関と連携を図る。	(7) 関係機関との連携 ・多重債務者関係連絡会議「研修会」 1回 ・多重債務相談担当者連絡会 2回	©

IV 苦情の処埋及び被害の変		(済)	
平成 28 年度の事業概要	平成 27年度の実績	実績 評価	
2 被害の救済(経済労働局) (1) 苦情処理のあっせん・調停等 消費者の被害状況等により苦情処理部会があっせん・調停等を行い消費者の救済にあたる。 苦情処理部会 委員9名の構成 消費者行政推進委員 2名 学識経験者 4名 消費者 2名 事業者 1名	2 被害の救済 (1) 苦情処理のあっせん・調停等 苦情処理部会の開催 第1回 平成27年7月30日(木) 【議 題】 ・部会長等の選出 ・平成26年度消費生活相談年報について ・消費生活相談における解決苦慮相談事例について 第2回 平成28年3月9日(水) 【議 題】 ・平成27年度上半期消費生活相談統計について ・消費生活相談における解決苦慮相談事例について	©	
(2) 消費者訴訟の援助 引き続き消費者訴訟に要する費用の貸付を行 い、消費者訴訟の援助を行う。	(2) 消費者訴訟の援助 消費者訴訟の費用援助の対象となる案件はな かった。	©	
(3) 被害救済にむけた関係機関との連携 消費者の被害救済にむけて、神奈川県警察本部 及び市内8警察署との連絡会議を開催する。また、 関係機関との連絡会議に出席し、情報収集・情報 交換を行い、連携の強化を図る。	(3) 被害の救済にむけた関係機関との連携神奈川県警察本部及び市内8警察署との連絡会議に出席し、情報収集・情報交換を行い、消費者の被害救済にむけて連携の強化を図った。 ・消費生活相談に関する連絡会議 1回・消費生活相談担当者会議 12回・神奈川県消費者被害拡大防止連絡会議 4回・消費者問題懇談会(横浜弁護士会) 2回・神奈川県主催事業者団体との懇談会 4回		